

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができるものとする。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p>居宅基準第 192 条の 7 第 1 項は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、居室、浴室及び食堂の概要、要介護状態区分又は要支援状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、安否確認の方法及び手順、利用料の額及びその改定の方法、事故発生時の対応等である。</p> <p>また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 192 条の 12 の規定により、居宅基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 51 条、第 52 条、第 103 条、第 104 条、第 179 条から第 184 条まで、第 187 条、第 188 条及び第 190 条から第 191 条の 2 の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の (4)、(5)、(11)、(14)、(22)、(24) から (28) まで、第 3 の二の 3 の (3)、(4)、第 3 の六の 3 の (6)、(7)、第 3 の十の 3 の (2) から (6) まで、(8) から (13) までを参照されたい。</p> <p>十一 福祉用具貸与</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅基準第 194 条）</p> <p>① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 4 条第 1 項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させること</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p>居宅基準第 192 条の 7 第 1 項は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、居室、浴室及び食堂の概要、要介護状態区分又は要支援状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、安否確認の方法及び手順、利用料の額及びその改定の方法、事故発生時の対応等である。</p> <p>また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。</p> <p>(2) ～(5) (略)</p> <p>(6) 準用</p> <p>居宅基準第 192 条の 13 の規定により、居宅基準第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 38 条まで、第 51 条、第 52 条、第 103 条、第 104 条、第 179 条から第 184 条まで、第 187 条、第 188 条及び第 190 条から第 191 条の 2 の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の (4)、(5)、(11)、(14)、(21) から (26) まで、第 3 の二の 3 の (3)、(4)、第 3 の六の 3 の (6)、(7)、第 3 の十の 3 の (2) から (6) まで、(8) から (13) までを参照されたい。</p> <p>十一 福祉用具貸与</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅基準第 194 条）</p> <p>① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 3 条の 2 第 1 項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させる</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>となる者が政令第 4 条第 1 項各号に規定する者であることを確認する必要がある。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ <u>同条第 6 号は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。</u></p> <p>⑥ 福祉用具貸与計画の作成</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画は、居宅基準第 204 条の 2 第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(4)～(8) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>第 4 介護予防サービス</p> <p>一 （略）</p> <p>二 介護サービスとの相違点</p> <p>(削る)</p>	<p>こととなる者が政令第 3 条の 2 第 1 項各号に規定する者であることを確認する必要がある。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成</p> <p>①～④ （略）</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 福祉用具貸与計画の作成</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画は、居宅基準第 204 条の 2 第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。</p> <p>ホ <u>居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業者については、第 3 の一の 3 の (13) の ⑥ を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と読み替える。</u></p> <p>(4)～(8) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>第 4 介護予防サービス</p> <p>一</p> <p>二 介護サービスとの相違点</p> <p>1 <u>介護予防訪問介護</u></p> <p><u>介護予防サービス費の支給を受けるための援助（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）附則第 2 条第 3 号及び第 4 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「旧予防基準」という。）第 15 条）</u></p>